

小規模な一般飲食店 における衛生管理

実施すること

- 1 衛生管理計画の策定
- 2 計画に基づく実施
- 3 確認・記録

一般的衛生管理
→どの食品についても行うべき共通事項

重要管理点
→食品の調理方法にあわせて行う、管理のキモ

作成するのは4枚だけ

衛生管理計画	一般的衛生管理のポイント
実施記録	重要管理のポイント
	一般的衛生管理
	重要管理

衛生管理計画を作成する

一般的衛生管理のポイント

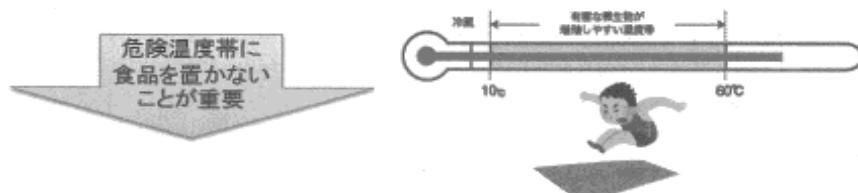
一般飲食店では以下の項目を中心に管理を行いましょう。

- ① 原材料の受入
- ② 冷蔵・冷凍庫の温度の確認
- ③ 交差汚染・二次汚染の防止（器具等の洗浄・消毒・殺菌、トイレの洗浄・消毒）
- ④ 従業員の健康管理・衛生的作業着の着用など(手洗いを含む)

これらを管理するために
「なぜ必要なのか」理解し
「いつ」、「どのように」管理し
「問題があったときはどうするか」の対応を考えます。

重要管理のポイント

食品を10~60℃の温度帯（危険温度帯）においてそのままにすると、食品についた細菌が急速に増えてしまいます。



しかし、この危険温度帯でも短時間なら有害なレベルまで増殖しないので、すばやく冷却するなどの対応が必要となります。

つまり、温度管理と時間管理が食中毒を防ぐ重要な管理ポイントなのです。

そこで

調理中の危険温度帯に着目してチェック方法を定めます。

◇どの温度帯を通過するかの観点から「加熱のないもの」「加熱後すぐ喫食するもの」「加熱・冷却を繰り返すもの」の3種類に分類。



計画に基づき実施する

計画に従って日々の衛生管理を
確実に実施します

実施の手順は手順書を参考にしてください

記録をとる

実施した結果を記録します

なぜ記録が必要なのか？

- ◆衛生管理のポイントを明確にし、実施することで、食中毒発生の未然防止になる。
- ◆問題が発生した場合、衛生管理を行っていた証拠となる。
- ◆衛生管理を適正に実施していることが確認できる。
- ◆顧客や保健所に対して、衛生管理を行っていることを、説明できる。
- ◆業務の改善点が見えてくる。
- ◆業務の見直しができ、効率化につながる。

衛生管理計画と実施記録の保管

記録の保管

- これらの一連の記録は、1年間程度は保管しておきましょう。
- 保健所の食品衛生監視員から提示を求められた場合は、速やかに対応しましょう。

保健所への報告

- 消費者からの健康被害や食品衛生法に違反する食品等に関する情報については、保健所等へ速やかに連絡しましょう。
- 消費者等から、異味・異臭の発生、異物の混入などの苦情で、健康被害につながるおそれがある場合は、保健所等へ速やかに報告しましょう。

振り返りを行う

定期的（1か月など）な記録の確認などを行いましょう。

クレームや衛生上、気がついたことなど、同じような問題が発生している場合には、同一の原因が考えられますので対応を検討しましょう。